

## クールシェアスポット登録について

### 1 「九都県市クールシェア」の概要

(1) 名称 「九都県市クールシェア」

(2) 主催

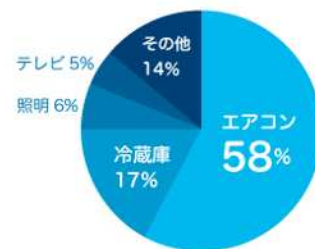
九都県市首脳会議 環境問題対策委員会 地球温暖化対策特別部会

埼玉県、東京都、千葉県、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市

(3) 趣旨

夏の日中は家庭の電力の半分以上がエアコンに使われていることから、一人一台のエアコンの使用を控え、公共施設や商業施設などに集まって涼しい場所を共有することで、家庭や地域で楽しみながら地球温暖化防止や節電につなげる「クールシェア」の取組を九都県市共同で推進する。

夏の日中(14時頃)の消費電力(全世界平均)



(資源エネルギー庁の推計)

#### 「クールシェア」とは ~いろいろなクールシェア~

##### まちでクールシェア

図書館などの公共施設や商店街、カフェなど、身近な涼しい場所に集まって、楽しい時間を過ごしましょう。ご近所の方を誘ってお出かけすれば、地域のコミュニケーションも深まります。クールシェアに出かけることで、街の活性化にもつながります。

##### おうちでクールシェア

家族が別々の部屋に分かれてそれぞれエアコンを使うのではなく、1部屋に集まって1台のエアコンで過ごすことも「クールシェア」です。家族団らんをしながら、楽しく無理のない節電をしてみませんか。

##### 自然の中でクールシェア

自然の多い場所に行き、ゆったりとした時間を過ごしましょう。植物は水を根から吸い上げ、葉から蒸発しています。このときに周囲の温度を下げるため、木陰では涼しさを感じることができます。さらに地面が舗装されていない場所では、照り返しが少なく、より快適に過ごすことができます。



(イラスト：環境省ホームページより)

#### ~クールシェアスポット~

「クールシェアスポット」とは、地域で気軽に集まって涼むことのできる場所として、「まちでクールシェア」に御協力いただける施設を指します。

クールシェアは家庭の中でも気軽にできる取組ですが、公共施設・商業施設など地域の施設を利用することで、地域の活性化やコミュニティの醸成などの効果が期待できます。また、施設にとっても、利用者の増加などのメリットが見込まれます。また、住民の方に身近な施設でのクールシェアの取組が進むことで、いっそうの普及拡大効果もあります。

(4) 実施方法

- ・公共施設や民間施設へ、クールシェアの取組を呼びかけるポスターを配布する。
- ・各都県市内に所在する、住民の利用を前提とする公共施設(図書館、美術館、博物館、公民館など)や店舗・商業施設などの民間施設について、「クールシェアスポット」としての参加を呼びかける。
- ・「クールシェアスポット」として登録された施設は、ウェブ上の地図「シェアマップ」に登録し、広く周知を図る。

「シェアマップ」とは

「シェアマップ」(管理運営:クールシェア事務局 URL:<http://sharemap.jp/>)とは、「クールシェアスポット」の情報を登録し、地図上に表示できるウェブ上のシステムです。

「クールシェアスポット」を地図上で誰でも簡単に確認でき、住民に対し、視覚的にわかりやすく情報発信を行うことが可能です。

画面イメージ



(5) 実施期間

平成27年7月1日(水)から9月30日(水)

(6) 周知方法

- ・九都県市一斉報道発表の実施
- ・九都県市クールシェアポスター・ステッカーの配布・掲出
- ・九都県市環境問題対策委員会ホームページによる広報
- ・各都県市ホームページ・広報誌等による広報



(九都県市クールシェアステッカー)

- ・環境省のクールシェアホームページへ登録
- ・「シェアマップ」による周知
- ・その他、各都県市の広報媒体を活用した広報の実施

## 2 クールシェアスポット登録施設の募集

### (1) 対象施設

各都県市内に所在する、住民の利用を前提とする公立施設(図書館、美術館、博物館、公民館など)や民間施設で、以下に記載した「クールシェアスポット登録の目安」を満たし、「九都県市クールシェア」の趣旨に御賛同いただける施設。

### <クールシェアスポット登録の目安(神奈川県版)>

環境省が推進する SUPER COOLBIZ(スーパークールビズ)の趣旨に賛同し、冷房を使用する場合には、適切な温度設定をしていること。

公序良俗に反する場所、近隣に迷惑を及ぼす場所でないこと。

涼しく快適に過ごすことができること。

特定の年齢等に限りなくだれでも利用することができること。

概ね1時間以上過ごすことができること。

### 商業施設(民間)へのお願い

飲食店(レストラン、カフェ、居酒屋等)、物販店、美容室、映画館、カラオケなどの有料の商業施設などは、下記「クールシェア特典」のご提供を必須とさせていただきます。

シェアマップの広告媒体としての乱用を防ぐためですので、ご理解をお願いいたします。(クールシェア事務局の定める「クールシェアスポット登録のガイドライン」に沿っています。)

### <クールシェア特典について>

「家庭の冷房を止めて来ました」、あるいは「クールシェアに来ました」と言っていた利用者、ちょっとしたサービスをご提供いただくことで、利用者を増やそうというアイデアです。

クールシェア特典の例:

- ・商業施設等:「ドリンク 円引き」、「ささやかなプレゼント」など
- ・ショールーム等:「おしぼりサービス」、「給茶器をお使いください」など
- ・美術館・博物館、スポーツ施設、映画館等:「入場料 円割引」など
- ・その他、ぜひユニークなクールシェア特典をご提案ください。

特典提供の曜日・時間帯を限定していただいても構いません。

特典の提供を「最高気温30度以上の日」など、限定していただいても構いません。

(2) クールシェアスポット登録の方法

下記 URL より、「九都県市クールシェア(神奈川県版)」のクールシェアスポット登録フォームにアクセスし、施設情報の入力をお願いいたします。

(URL) [http://sharemap.net/sign\\_up\\_kanagawa](http://sharemap.net/sign_up_kanagawa)

(3) クールシェアスポットへのお願い事項

- ・各施設の通常の運営に支障をきたさない範囲で、クールシェア利用者の受入れに御協力をお願いします。
- ・マップに登録後、「九都県市クールシェアステッカー(A5程度)」を送付しますので、利用者が見やすい場所に掲示してください。
- ・可能な範囲において、各施設の工夫により、クールシェア利用者が快適に滞在することができるような取組や特典の提供に御協力をお願いします。

(例): 水分の提供、緑のカーテンの設置など涼しさを感じさせる工夫の実施、ロビーに椅子を普段より多く設置する、  
普段貸し出している部屋に空きがあれば椅子を置き開放する など

なお、クールシェアは各施設の状況に応じて可能な範囲で実施をお願いするものです。実施に当たり冷房の設定温度を変更する必要はありません。実施時間は通常の開所日の中で午前10時頃から午後4時頃を目安として下さい。実施スペースの確保等についても各施設の可能な範囲で対応をお願いします。

(4) 住民への周知

クールシェアスポットとして登録をいただいた施設情報については、「シェアマップ」により、広く県民に周知します。「シェアマップ」については、九都県市が記者発表・ポスター・ホームページ等で周知を行うほか、環境省ホームページでも広報が行われます。

(5) その他

- ・一部図書館・博物館などは、「クールシェアに適している施設」として既にクールシェア事務局又は利用者の推薦によりスポット登録されている場合があります。現在の登録情報については「シェアマップ(<http://sharemap.jp/>)」によりご確認ください。
- ・「クールシェアスポット登録済み施設で、「九都県市クールシェア」の取組に賛同し、引き続き御協力いただける場合は、「九都県市クールシェアスポットステッカー」を送付させていただきますので、神奈川県環境農政局環境部環境計画課 地球温暖化対策グループ(電話番号:045-210-4053 メール:stop-ondanka@pref.kanagawa.jp)へご連絡をお願いいたします。

(なお、施設情報について削除を希望する場合は、クールシェア事務局に個別にお問い合わせ)

わせをお願いします。メール：web@coolshare.jp 電話：03-6421-2118)

3 参考情報

環境省 クールシェア特設サイト

<https://funtoshare.env.go.jp/coolbiz/coolshare.html>